

## 第3回「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」議事次第

平成17年8月30日（火）10:00～

専用第19会議室（中央合同庁舎5号館 17階）

- 1 開会
- 2 振興課長挨拶
- 3 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の設置趣旨説明
- 4 資料説明
- 5 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会

# 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会資料

(頁)

## 1 介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の見直しについて

- ① 介護保険における福祉用具・住宅改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 介護保険の福祉用具・住宅改修の範囲の考え方・・・・・・・・・・・・ 3
- ③ 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の位置づけ・・・・・・・・・・ 5
- ④ 検討する福祉用具・住宅改修の種目・品目の選定について・・・・・・・・ 6
- ⑤ 検討対象の福祉用具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 2 住宅改修が必要な理由書の標準様式（案）について

- ① 住宅改修の理由書（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ② 理由書の標準様式（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

# 1. 介護保険の給付対象となる 福祉用具・住宅改修の 見直しについて

# ① 介護保険における福祉用具・住宅改修

## 1 概要

福祉用具(\*)は、利用者にとって役立つというだけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしている。

また、利用者が、在宅生活を継続するためや福祉用具を効果的に活用するためには住宅のバリアフリー化等の住環境の整備を行う必要がある。

このため、介護保険においては、福祉用具及び住宅改修を在宅サービスとして位置づけ、その費用について介護保険の給付対象としているところである。

(\*) 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具

## 2 介護保険における福祉用具

	福祉用具貸与	福祉用具購入
事業概要	要介護者等が、福祉用具を指定事業者から貸与した場合、利用料の9割が保険から支給される。	要介護者等が、入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）を購入したときは、必要な書類を添えて、申請書を提出することにより、実際の購入費の9割相当額が償還払いで支給される。 なお、支給額は、支給限度基準額の9割が上限となる。
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品</li> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり</li> <li>・スロープ</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト（つり具の部分を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・特殊尿器</li> <li>・入浴補助用具</li> <li>（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ）</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>
支給限度基準額	福祉用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせて利用することとなる。	10万円 ※ 要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※ 同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回の支給に限られる。

### 3 介護保険における住宅改修

#### (1) 事業概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行ったときは、必要な書類（領収書、介護支援専門員等の記載した理由書、工事完成後の状態を確認できる書類等）を添えて、申請書を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額の9割が上限となる。

#### (2) 住宅改修の種類

- ア 手すりの取付け
- イ 段差の解消
- ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- エ 引き戸等への扉の取替え
- オ 洋式便器等への便器の取替え
- カ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### (3) 支給限度基準額

20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

## ② 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方等

平成10年8月24日に開催された第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において以下のとおり介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方等を示した。

### (介護保険における福祉用具の範囲の考え方)

- 1 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- 4 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- 5 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- 6 ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

### (居宅介護福祉用具購入費の対象用具の考え方)

- 1 介護保険制度では、福祉用具の給付については、対象者の身体の状況介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与によることとされている。
- 2 このため、購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。
  - (1) 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの（入浴・排せつ関連用具）
  - (2) 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの（つり上げ式リフトのつり具）

### (新たに開発・普及する製品の取扱い)

要介護者の便宜の観点、技術革新や製品開発努力等を評価する観点から新たに開発された用具や普及が進んだ用具についても、上記の福祉用具の範囲の考え方の判断要素に照らし、必要に応じ保険の対象となるような取扱いとする。

## 介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方等

平成10年8月24日に開催された第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において以下のとおり介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方を示した。

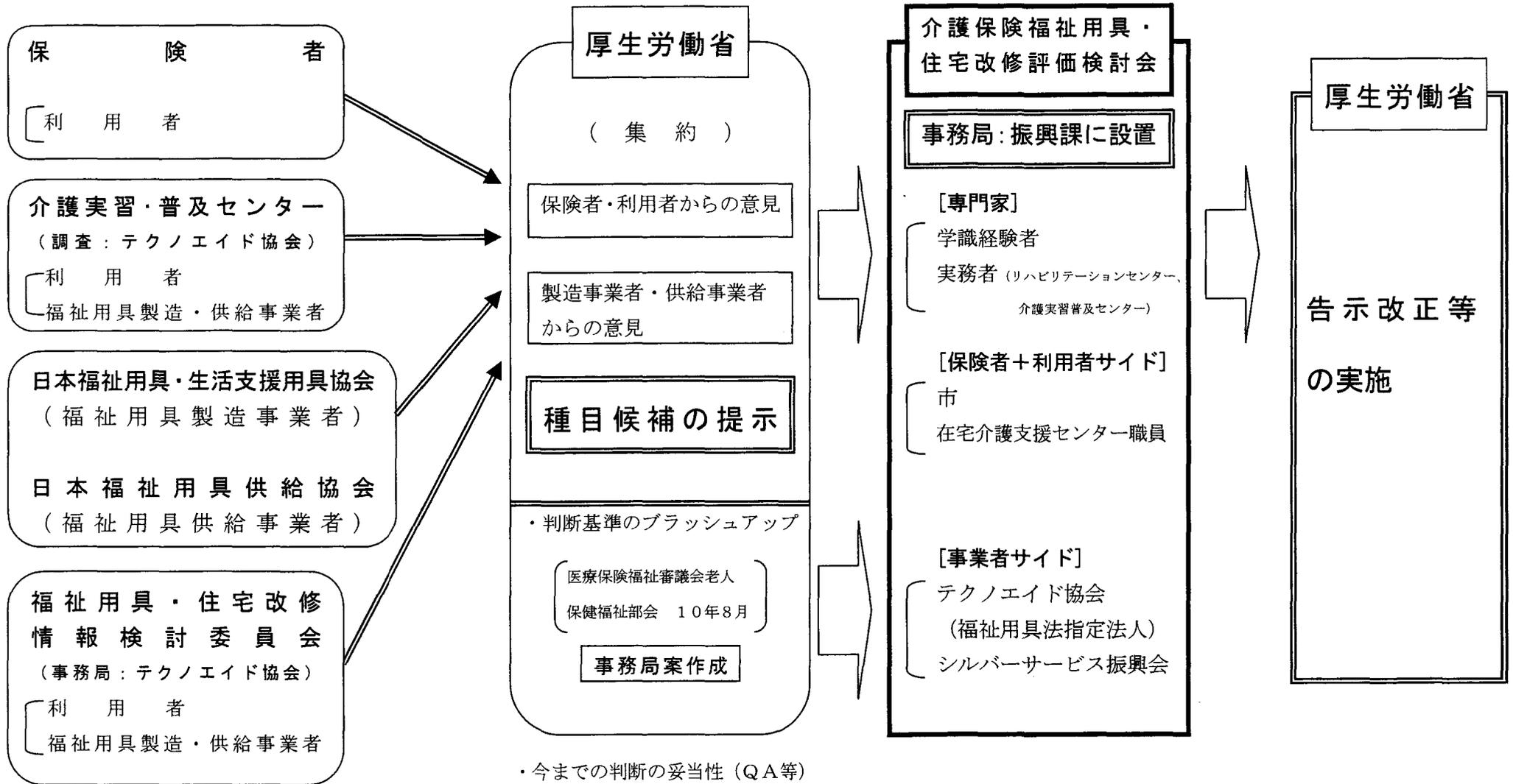
### 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方)

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ちの居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

### 介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方)

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室廊下・玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべりめや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて要な改修を柔軟に組合せて行うことができるような工事種別を包括でき設定とする。

### ③ 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の位置づけ



## ④ 検討する福祉用具・住宅改修の種目・品目の選定について

### 1 要望の収集

#### (1) 保険者からの要望

- ・ 振興課への問い合わせから検討の必要性が高いもの
- ・ 定点市町村調査(※)(全国102保険者への調査(平成15年10月実施)において、追加・拡大してはどうかと思われる種目を調査し、収集。  
※ 定点市町村調査とは、介護保険の施行状況を把握しその課題について議論を行うため、基本的に各都道府県ごとに1市、1町村の協力を得て実施する調査。

#### (2) 介護実習・普及センターからの要望

- ・ (財)テクノエイド協会が調査主体となり、全国の介護実習・普及センター(65カ所)へ介護保険対象福祉用具・住宅改修についての要望調査を実施。
- ・ 回答数…30カ所(うち有効回答数…23カ所)

#### (3) 福祉用具製造・供給事業者からの要望

- ・ 日本福祉用具供給協会、日本福祉用具・生活支援用具協会に、各団体の会員企業からの要望の収集を依頼。

#### (4) (財)テクノエイド協会における介護保険福祉用具・住宅改修情報検討委員会からの要望

- ・ (財)テクノエイド協会において実施した介護保険福祉用具・住宅改修情報検討委員会(テクノエイド協会が発行する「介護保険福祉用具ガイドブック」に掲載する製品についての検討をする委員会)において、介護保険の対象に加えるよう要望が出たものについて、テクノエイド協会が収集。

### 2 要望の集約

- ・ 1において収集した要望を事務局の振興課で集約
- ・ 集約した品目ごとに、「介護保険における福祉用具の範囲の考え方」の7つの判断要素(P3参照)又は「介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方」(P4参照)と照らし合わせ、介護保険における給付対象として検討すべきと考えられるものを選定(参考1、2)。

## 対象範囲について

現行の対象種目	告示・通知	要望内容	範囲の考え方						
【福祉用具(貸与)】			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・車いす (介助用標準型)	JIST9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの	・コンパクト車いす (狭い屋内での操作性向上)		×					
・車いす付属品	・車いすと一体的に使用されるもの ・利用効果の増進に資するものに限る	・ずり落ちないシート						×	
・特殊寝台付属品	・特殊寝台と一体的に使用されるもの ・利用効果の増進に資するものに限る	・点滴ポール			×				
・床ずれ防止用具	・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用マット	・衝撃緩和マット (特殊寝台からの転落での怪我を防止)	×						
・歩行器	・移動時に体重を支える構造を有するもの	・じよく瘡予防クッション		×					
・歩行用補助つえ	・松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る	・シルバーカー (外出時の歩行補助)		×					
・移動用リフト	・身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するもの(床走行式、固定式、据置式)	・ボンベカー			×		×		
		・プラットホームクラッチ							
		・立ち上がり補助便座 (リフト部分のみ。便座は除く)							
		・階段移動用リフト (床走行式タイプで、階段の昇降も可能)							
		・フレキシベルト(ムーブ) (移乗補助用具)							
【福祉用具(購入)】			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・腰掛便座	・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)	・水洗ポータブルトイレ							×
・特殊尿器	・尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの	・便もれ対応型集尿器(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	△						
・入浴補助用具	・入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこに限る。	・滑り止めマット (浴槽内の転倒防止)		×				△	
		・踏み台		×					
		・洗面器台		×					
【住宅改修】			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・扉の取り替え	・引き戸等への扉の取り替え	・引き戸等の新設		×					
・付帯工事	・住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	・福祉用具設置に付帯して必要となる住宅改修(段差解消機、階段昇降機等)		×					

## 対象種目について

現行の対象種目	要望内容	範囲の考え方						
<b>【福祉用具(貸与)】</b>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品</li> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり</li> <li>・スロープ</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行用補助つえ</li> <li>・認知症老人徘徊(はいかい)感知機器</li> <li>・移動用リフト(つり具の部分を除く。)</li> </ul>	摂食用具					×		
	腰掛便座付属品	×	×					
	移動用椅子		×					
	姿勢保持椅子		△			×		
	コミュニケーション聴覚用具					×		
	携帯型対話装置					×		
	介護予防用具		×					
	階段昇降機							×
	通報装置		×					
<b>【福祉用具(購入)】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・特殊尿器</li> <li>・入浴補助用具</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>	靴 (介護シューズ・リハビリ用靴)		×				×	
	ポータブル身体洗浄器 (ミストシャワー)	△						
	吸入器・吸引器			×				
	拘縮予防用具	×		×				
	体幹保護用具	×						
	自助具					×	△	
<b>【住宅改修】</b>		①	②					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの設置</li> <li>・段差の解消</li> <li>・床材の変更</li> <li>・扉の取り替え</li> <li>・便器の取り替え</li> <li>・その他住宅改修に付帯して必要となる工事</li> </ul>	水道蛇口の変更	×						
	壁の撤去		×					
	照明(足下灯)の設置	×						
	踏み台、ベンチ等の設置	×						
	給湯器の変更(シャワー工事含む)	×						
	浴槽交換	×	×					
	新築、拡幅工事等		×					

## ⑤検討対象の福祉用具

### 介護保険における福祉用具の範囲の考え方への当てはめ（案）

第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示した介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方に当てはめると、結果は以下のとおりである。

判断要素	プラットホーム クラッチ	立ち上がり補助便座 (リフト部分のみ)	階段移動用リフト
①	○	○	○
②	○	○	○
③	○	○	○
④	○	○	○
⑤	○	○	○
⑥	○	○	○
⑦	○	○	○

判断要素	便もれ対応型 集尿器	ポータブル身体 洗浄器
①	△	△
②	○	○
③	○	○
④	○	○
⑤	○	○
⑥	○	○
⑦	○	○

（判断要素（介護保険における福祉用具の範囲の考え方））

- ① 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- ② 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
- ③ 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
- ④ 在宅で使用するもの
- ⑤ 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
- ⑥ ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの
- ⑦ 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの

# 福祉用具貸与の対象として検討する福祉用具

## 1. プラットホームクラッチ

### ○特徴)

肘関節屈曲位として前腕部で支持することができるよう、握りのついた前腕支持部がある。

### ○対象者)

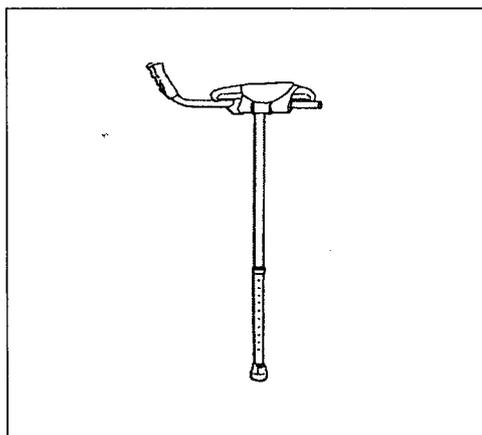
リウマチなど手指、手関節に強い負荷をかけられない場合や肘関節に伸展制限のある方。

### ○対象として検討する理由)

杖については、転倒予防や段差解消等の機能を有し、歩行を支援する用具であり、支持面や把持部の形状が工夫されたものを幅広く取り入れることで、利用者に合った適正な用具を提供することが可能となり、利用者の自立支援に貢献すると考えられる。

### ○告示・解釈通知での対応案)

限定列挙されている杖の種類に、プラットホームクラッチを加える。



## 2. 立ち上がり補助便座（昇降機部分のみ）

### ○特徴)

- ・ 便器に据え置き（固定設置し）、便座を上下させ、着座、立ち上がりを補助する電動式の昇降機。
- ・ 電動式の昇降機の上に、現在使用しているトイレの便座をかぶせて使用する。

### ○対象者)

- ・ 下肢（特に膝）が曲がらない、力が入らないために、排泄時の立ち座りが困難な方（特に骨関節系疾患、脳血管障害の方）。
- ・ 要介護度別では、要介護2～4程度の方を想定。

### ○対象として検討する理由)

- ・ 特定福祉用具（購入対象）の補高便座として対象である、便座も一体となった電動式の昇降機とは異なり、昇降機部分のみのものについては、用具が直接肌に触る部分はない構造となっている。
- ・ 座面を持ち上げる構造であるため、移動用リフトとして貸与対象になっている立ち上がり補助いすと類似した機器と考えられる。
- ・ そのため、昇降機部分のみのものについては、移動用リフトとして、貸与の対象品目にする必要を検討する必要がある。

### ○告示・解釈通知での対応案)

解釈通知の固定式リフトの規定において、「居室、浴室、浴槽等に固定設置し…」の部分に便器を加える。



### 3. 階段移動用リフト

#### ○特徴)

- ・ 電動モーターの働きで階段や段差を昇降することができる移動用リフト。
- ・ 本体がコンパクトなので、公営住宅などに多い狭い踊り場や急な階段での取り回しが容易。
- ・ 設置工事が不要なため、住宅改修が困難な公営住宅や賃貸住宅でも使用可能。

#### ○対象者)

自立歩行が困難（主に要介護3～4）で以下のような住宅に居住している方

- ・ 住宅改修が困難な公団、公営住宅などエレベーターのない集合住宅
- ・ 道路から玄関口までが階段で、住居が高台にある一軒家

#### ○対象として検討する理由)

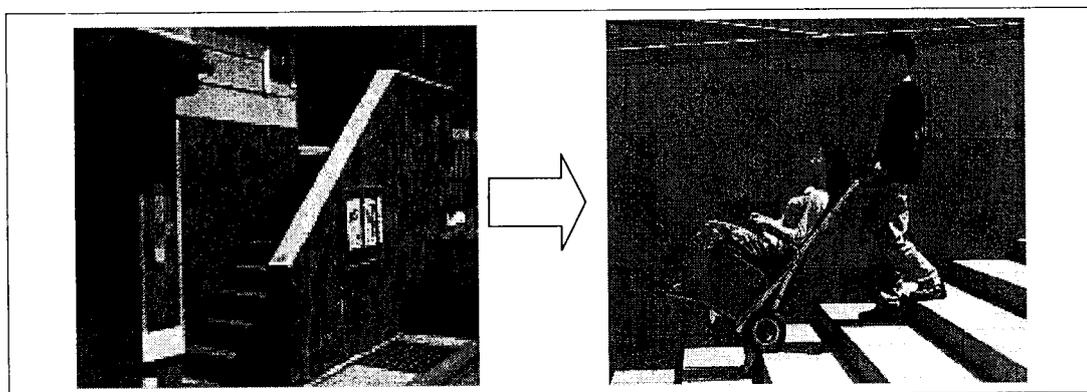
- ・ 外出機会の増加、行動範囲の拡大につながり、自立支援に資する。
- ・ 狭い段差等が多い環境に居住する要介護者を、介助者が容易に外まで移動させることを可能とし、介助軽減の負担に資する。

#### ○告示、解釈通知での対応案)

解釈通知の床走行式リフトの規定において、「…キャスタで床を移動し…」の部分を、「…キャスタ等で床又は階段等を移動し…」とする。

#### ○留意点)

当該品目の利用に際しては安全に使える介助者を確保する必要があり、また、機器自体の大きさや、重量の点から通常の住宅内での使用は制約されるといった問題がある。



#### 4. 便もれ対応型集尿器（便も吸引可能な特殊尿器）

##### ○特徴)

- ・ 特定福祉用具購入の対象となっている特殊尿器（尿だけを自動吸引する集尿器）とは異なり、排尿中に便が出ても尿と一緒に汚物タンク内に吸引して、陰部を温水洗浄する独自のレシーバー形態を有している。

##### ○対象者)

- ・ 対象は脳血管障害、パーキンソン病などで尿意はあるが離床できない寝たきりレベルの方。

##### ○対象として検討する理由)

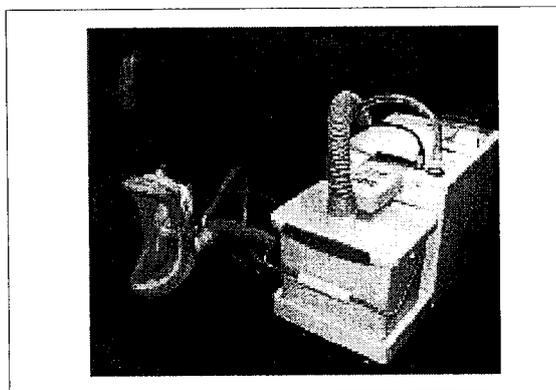
- ・ 体力がない高齢者は肛門括約筋がゆるんでいるため、排尿中にいきむと便と一緒に出ることがよくある。
- ・ 尿だけを対象とした集尿器では便の汚染が広がってしまい、安心して集尿器を使用することができない。
- ・ 便もれにも対応した集尿器を保険対象とすることで、介助者の負担軽減に資すると考えられる。

##### ○告示、解釈通知での対応案)

特殊尿器の告示及び解釈通知の規定において、「尿が自動的に吸引されるもので…」の部分で、「尿又は（及び）便が自動的に吸引されるもので…」とする。

##### ○留意点)

当該品目は、介助負担の軽減には資すると考えられるが、要介護者の自立支援には資するとは考えにくい。要介護者の自立支援につながらない用具を、新たに追加することになるので、十分な検討が必要である。



## 5. ポータブル身体洗浄器（ミストシャワー）

### ○特徴)

- ・ 機器から温水のミストが放出され、身体に当てると身体中の汗の成分をミストが速やかに吸収し、拭き取れば汗の成分を取ることができる。
- ・ 自力で入浴ができない方でも、入浴気分が味わえる。

### ○対象者)

- ・ 寝たきりで動くことができない方。

### ○対象として検討する理由)

- ・ 寝たきりで入浴できない方でも入浴気分が味わえる。
- ・ 介助者が寝たきりの要介護者を入浴等させる用具を保険対象とすることで、介助者の負担軽減に資すると考えられる。

### ○告示、解釈通知での対応案)

告示において、新たな種目を追加（貸与種目）。

### ○留意点)

当該品目は、介助負担の軽減には資すると考えられるが、要介護者の自立支援には資するとは考えにくい。要介護者の自立支援につながらない用具を、新たに追加することになるので、十分な検討が必要である。

